

高知市歩きたばこ等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における歩きたばこ等の防止について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、歩きたばこ等を防止するために必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全性の向上を図り、もって安心して快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他一般に開放され、不特定多数の者が自由に入りし、利用できる場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) 歩きたばこ等 公共の場所において、歩きながら又は立ち止まってたばこを吸うことその他一切のたばこを吸う行為（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、歩きたばこ等の防止を推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民等及び事業者に対し、歩きたばこ等の防止についての意識啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、歩きたばこ等をしないよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する歩きたばこ等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(歩きたばこ等禁止区域の指定)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域を歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該禁止区域の住民、町

内会その他関係団体等の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、禁止区域を指定したときは、当該禁止区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止区域内における歩きたばこ等の禁止)

第7条 市民等は、禁止区域内において歩きたばこ等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、たばこの火の適正な管理及び周囲の状況への十分な配慮ができるときは、この限りでない。

公共の場所を管理する者が指定する場所においてたばこを吸うとき。

携帯用吸殻入れを使用し、立ち止まってたばこを吸うとき。

(指導又は勧告)

第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後3年以内に、この条例の規定の施行状況について検討を加え、その検討の結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。